

沖縄県こども計画(仮称)策定に向けた今年度の取組

1. 沖縄県におけるこども計画の策定について P 1
2. 庁内推進会議について P 2
3. 沖縄県こども計画策定の体制について P 3
4. 沖縄県こども計画策定スケジュール (案) P 4
5. 沖縄県こども計画の作業イメージについて P 5
6. 沖縄県こども計画の骨子案について P 6
7. こども計画に係る各種計画・会議体の統合 P14

令和 6 年 6 月 4 日

こども未来部こども若者政策課

1 計画策定の背景

- こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた「**こども基本法**」が施行（R5.4月）
 - ・こども施策の策定、実施（義務）
 - ・県こども計画策定（努力義務）
 - ・施策策定におけるこども及び養育者等の意見を反映させる措置を講ずること（必須事項）
- 同法に基づき、基本的な方針や重要事項等を定めた「**こども大綱**」策定（R5.12月）
 - ・こども大綱に包含される事項
 - ①少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - ②子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
 - ③子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

2 沖縄県における計画策定

- こども基本法及びこども大綱を踏まえつつ、迅速かつ総合的にこども施策を推進するため、「**沖縄県こども計画(仮称)**」を策定する。
（計画策定作業：R6年度、計画期間：R7～R11年度）
- 同計画は、関連する上記3法に係る事項を包括し、下記の既存計画を統合した計画として位置付ける。
 - ・子ども貧困対策推進法に関する法律に基づく「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）R4～R8」
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）R2～R6」

1 こども施策推進会議への移行

- こども計画は、「沖縄県子どもの貧困対策計画」（以下、「子貧困計画」という。）を含む2つの既計画を統合しつつ、更に少子化対策や子ども・若者育成等の施策を盛り込むことで、多岐分野にわたる計画となる。
- そのため、こども計画の策定及びその施策の推進にあたっては、子どもの貧困対策を推進する体制と同様に「全庁的な取組み」と「更なる連携の強化」が必要となる。
- 以上を踏まえて、子貧困計画に基づく施策の推進を目的とした「沖縄県子どもの貧困対策推進会議」については、こども計画の策定及び子どもの貧困対策等のこども施策を審議するため「**沖縄県こども施策推進会議**」へと移行（R5.12）し、庁内連携体制を確保

2 こども等の意見聴取等の取扱いについて

- こども基本法では、こども計画のみならず、こども・若者に関連する施策（例：新・沖縄21ビジョン基本計画、観光振興計画、公園整備計画等）の策定等に当たっては、こども等の意見聴取することが規定されている。
- 当該推進会議では、各部局における意見聴取の取組状況等についても、確認・情報共有を図っていくものとする。

沖縄県子ども計画策定の体制について

- 庁内会議の子ども施策推進会議を設置 (R5. 12)
- 外部有識者会議の子ども・子育て会議を設置 (R6. 4)
- マトリックス組織の子ども施策調整班を設置 (R5. 4)
- 子ども等からの意見聴取及びパブリックコメントにより意見を集約

子ども・子育て会議 (51名)

子ども・子育て部会 (21名)

＜担当事項＞
子ども計画の策定（改訂）、実施、評価に関する審議（困難を抱える子ども部会で審議する事項を除く）

困難を抱える子ども部会 (18名)

＜担当事項＞
貧困を始めとする困難を抱える子どもに係る子ども計画の策定（改訂）、実施、評価に関する審議

意見

子ども・関係団体等
の意見聴取

パブリックコメント

総合部会 (23名)

各部会の検討結果をとりまとめ

意見

子ども施策推進会議 (18名)

議長：知事／副議長：副知事／構成員：各部長等
＜所掌事務＞
・ 子ども計画の策定、実施、評価
・ 子ども施策に対する子ども等の意見の反映に関すること
・ 子ども施策の推進・連絡調整に関すること

子ども若者政策課（事務局）

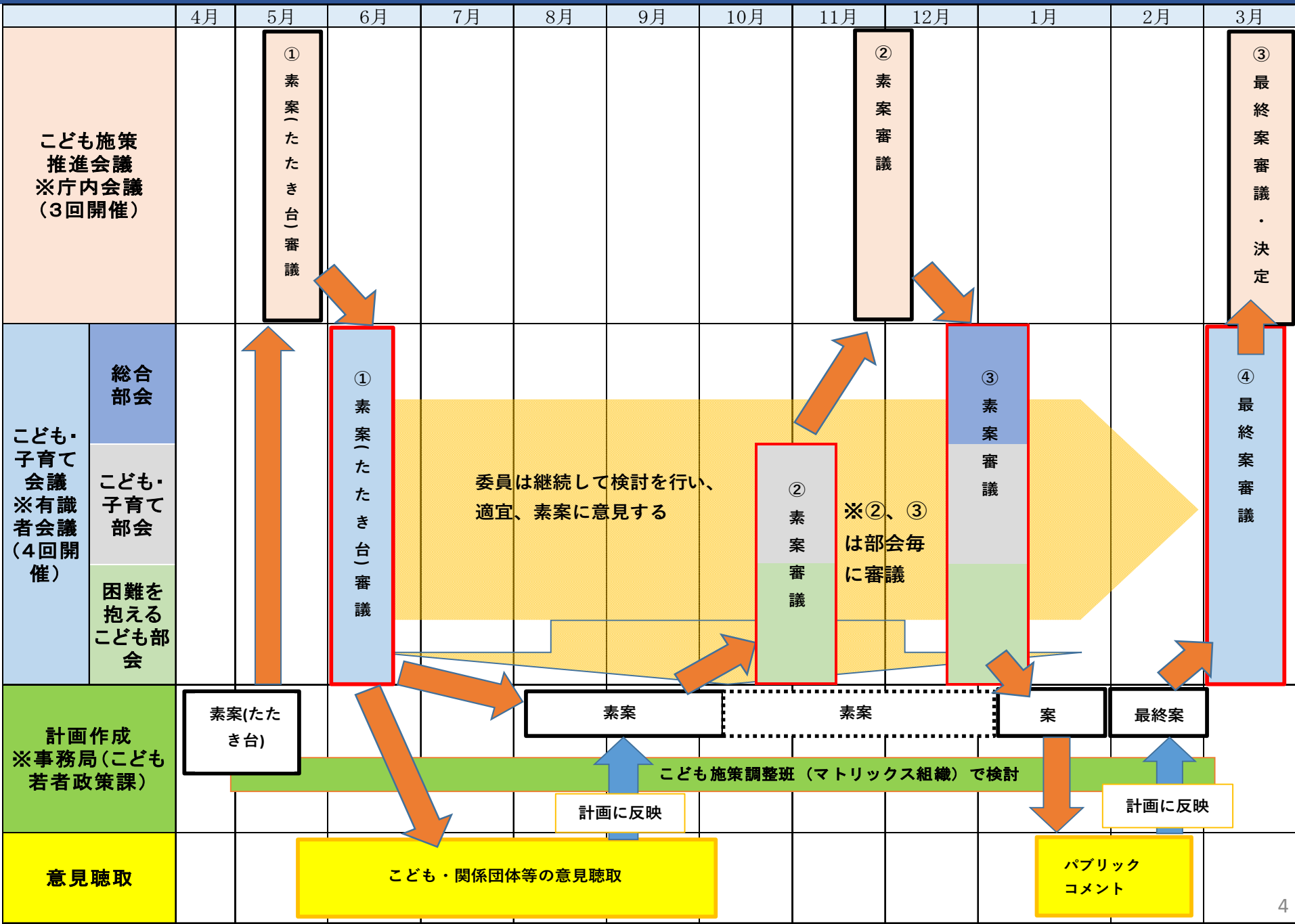
連携・調整

子ども施策調整班（マトリックス組織（庁内関係課））

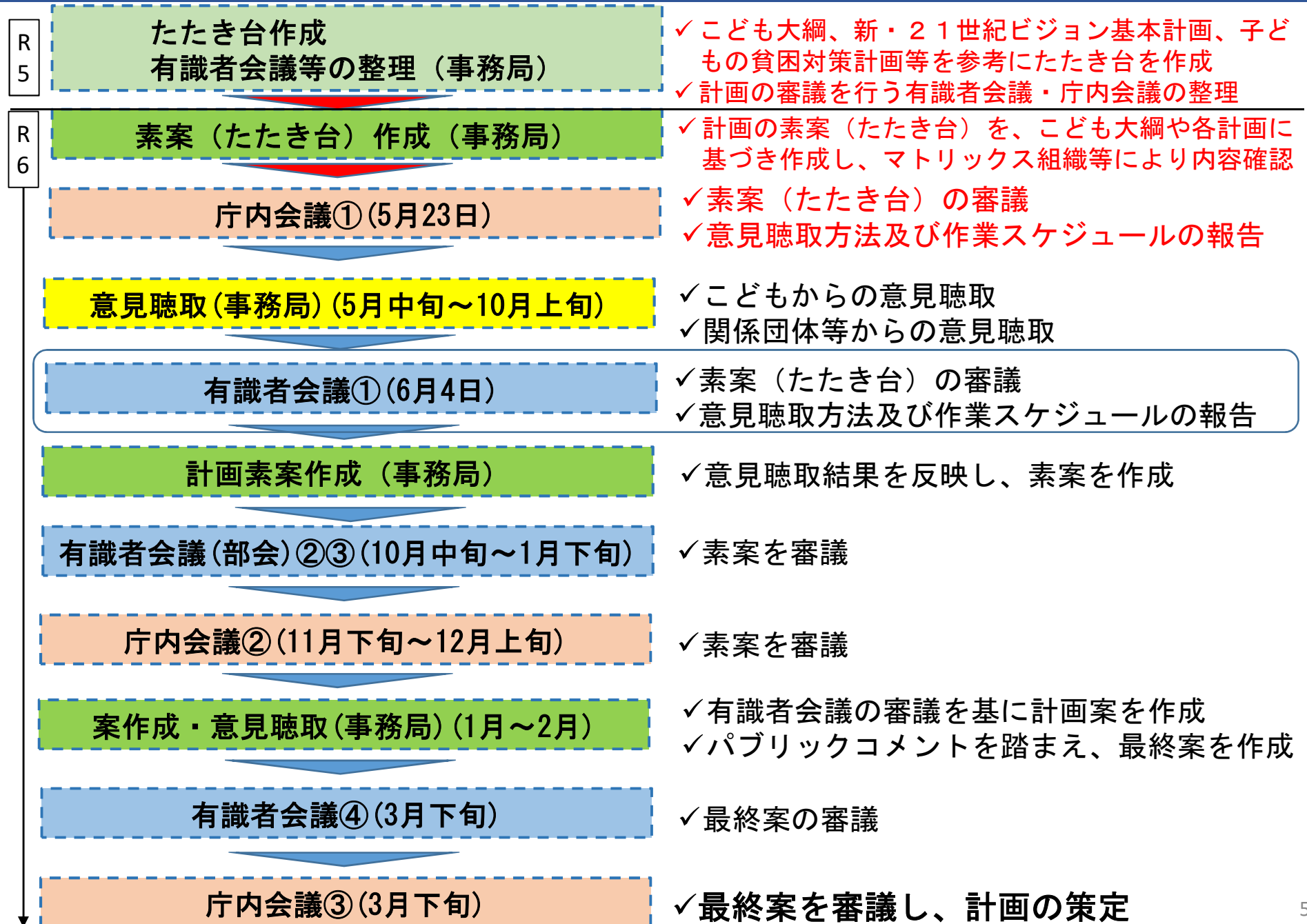
各部局

知事 公室	総務 部	企画 部	環境 部	生活 福祉 部	こども 未来 部	保健 医療 介護 部	農林 水産 部	商工 労働 部	文化 観光 スポーツ 部	土木 建築 部	病院 事業 局	教育 庁	県警 本部
----------	---------	---------	---------	---------------	----------------	---------------------	---------------	---------------	-----------------------	---------------	---------------	---------	----------

沖縄県子ども計画策定スケジュール(案)



沖縄県子ども計画の作業イメージについて



沖縄県こども計画の骨子案について

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 基本方針
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の期間
- 6 計画の対象

第2章 こどもを取り巻く現状と課題

- 1 人口の現状
- 2 子育て環境の現状と課題
- 3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題
- 4 こども・若者を取り巻く現状と課題

第3章 こども施策に関する重要施策

- 1 ライフステージを通じた重要施策
- 2 ライフステージ別の重要施策 (1) こどもの誕生前から幼児期まで (2) 学童期・思春期 (3) 青年期
- 3 子育て当事者への支援に関する重要施策
- 4 最重要課題の解消に向けた施策（こどもの貧困対策）

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画（黄金っ子応援プラン）

県設定区域の設定、各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

第6章 こども計画に関する指標

- 1 こども計画に関する指標及び目標値

第7章 個別施策集

※第3章～第6章の各施策・指標
を各計画等に紐付けて整理し
可視化する

施策	こどもの貧困対策計画	少子化対策	子ども・若者育成支援	黄金っ子応援プラン	指標 (目標値○年度)
△△対策	○	○	—	○	□%

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子ども基本法及び子ども大綱を踏まえ、総合的に子ども施策を推進するため、「沖縄県子ども計画」を策定する。

2 基本理念

社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さない子どもまんなか社会」の実現を目指す。

3 基本方針

- (1) こどもの人権尊重
- (2) こどもの意見表明・社会参画
- (3) ライフステージに応じた切れ目のない支援
- (4) 環境に左右されることのない支援
- (5) こどもを取り巻く環境整備
- (6) こどもをまんなかとしたネットワークの構築

4 計画の位置づけ

子ども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県子ども計画」、
子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づく「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」、
新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の個別計画等の各種計画の位置づけ

5 計画の期間

令和7年度～令和11年度

6 計画の対象

本計画に基づく施策の対象とするこどもの年齢については、必要な施策ごとに対象者を定める。

第2章 こどもを取り巻く現状と課題

1 人口の現状

- (1) 現状 (2) 人口変動の要因 (3) 出生率低下の背景

2 子育て環境の現状と課題

- (1) 保育所の整備等と待機児童の現状と課題 (2) 保育士の育成・確保の現状と課題
- (3) 幼稚園等の利用の現状と課題 (4) 放課後児童クラブの現状と課題
- (5) 認可外保育施設の現状と課題 (6) 障害児・医療的ケア児童等への支援の現状と課題
- (7) 保幼小連携促進及びその他教育・保育施設の充実に向けた取組に係る現状と課題

3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題

- (1) 困窮世帯の割合等 (2) 要保護世帯のこどもの状況 (3) 教育環境
- (4) 養育環境 (5) 雇用環境 (6) 物価高騰による影響

4 こども・若者を取り巻く現状と課題

- (1) こども・若者育成に係る本県の取組
- (2) 困難を抱えるこども・若者の現状
- (3) 若年者の就労等状況

第3章 こども施策に関する重要施策

■こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、こども・若者のライフステージ別に提示。まず、ライフステージを通して縦断的に実施すべき施策を示し、その次にライフステージ別の施策、子育て当事者への支援に関する施策、最重要課題の解消に向けた施策（こどもの貧困対策）を示す。

1 ライフステージを通じた重要施策

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (6) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要施策

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

3 子育て当事者への支援に関する重要施策

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

4 最重要課題の解消に向けた施策

- (1) こどもの貧困対策

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画（黄金っ子応援プラン）

※第4章以降
は次回審議

■子ども・子育て支援法に基づく基本指針における都道府県必須記載事項と任意記載事項を明記。
質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る施策並びに保護を要するこども養育環境の整備等の支援等を行う。

- 1 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的な考え方(任意)
- 2 県設定区域の設定(必須)
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期(必須)
- 4 県の認可・認定に係る需給調整(任意)
- 5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保(必須)
- 6 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上(必須)
- 7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援(必須)
- 8 市町村との連携(必須)

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

※第4章以降
は次回審議

■こども・若者の社会参画と意見反映を進めるための取り組みや施策を推進するための庁内の体制や関係機関等との連携等を示す。

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- (1) こども・若者の社会参画の促進、意見表明の機会充実の取組促進
- (2) 多様な声を施策に反映させる工夫
- (3) 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- (4) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- (5) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- (1) こども施策のEBPMの実施
- (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- (1) 推進体制
- (2) 国、市町村等の連携
- (3) 安定的な財源の確保

第7章 個別施策集

※第4章以降
は次回審議

■第3章子ども施策に関する重要施策、第4章子ども子育て支援事業計画（黄金っ子応援プラン）、第5章子ども施策を推進するために必要な事項、第6章子ども計画に関する指標について、各計画等に紐付けて整理する

■子ども計画で取りまとめた施策がどの計画等に紐付く施策か可視化

個別施策集のイメージ

第3章 子ども施策に関する重要施策

2 ライフステージ別の施策

(2) 学童期・思春期

ア 生活の安定に資するための支援

	施策	具体的施策	子どもの貧困対策計画	少子化対策	子ども・若者育成支援	黄金っ子応援プラン	指標 (目標値R□年度)
①	子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備 (○ページ)	全ての児童が放課後等を安全安心に過ごすことができる放課後児童クラブの整備	○	○	○	○	・放課後児童クラブの登録児童数 25,090人
		子どもや困窮家庭に対する食の支援と子どもの居場所の持続的な活動の支援	○	-	○	-	・子どもの居場所の利用者数 295,797人 ・子どもの貧困対策支援員による支援人数 7,556人

こども計画に係る各種計画・会議体の統合

現行

今後

根拠法
計画
内容性質
庁内会議
有識者会議

必須

①子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの貧困対策計画

- ・貧困率等の指標改善に向けた施策
- ・教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援 等

②少子化対策基本法

※計画規定なし

- ・雇用の安定等経済基盤の安定
- ・保育サービス等充実
- ・子育て支援体制の整備
- ・困難を抱える家庭・子どもへの支援
- ・経済的負担の軽減 等

③子ども・若者育成支援推進法

※計画未策定 (努力義務)

- ・ひきこもり、不登校、発達障害等の困難を有する子ども・若者支援の総合的推進
- ・教育、福祉、保健、矯正、更生保護、雇用等関連分野の施策

子ども・子育て支援法

黄金っ子応援プラン

- ・教育・保育の提供体制の確保
- ・子ども・子育て支援事業支援計画として位置づけ
- ・社会的養護体制の充実
- ・ひとり親家庭等の自立支援 等

こども基本法 (こども大綱)

こども計画 (仮称)

- ・こども大綱の元となる3法に基づく内容
- ・前身計画を包含した内容

統合

移行

統合

子どもの貧困対策推進会議

知事を筆頭に、副知事、各部局長等で構成

こども施策推進会議

知事を筆頭に、副知事、各部局長等で構成

子どもの貧困対策に関する有識者会議

・子貧困計画策定・推進

子ども・子育て会議

- ※法に基づく附属機関
- ・黄金っ子応援プラン策定・推進
- ・認定こども園の認可等審議

こども・子育て会議 (附属機関)

こども大綱の元となる3法 + 子ども・子育て支援法に基づく施策に係る有識者